

令和6年10月31日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
I-192	防衛省職員英語通訳技能測定	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年3月7日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年11月15日（金）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、代金の精算に関する特約条項
11. そ の 他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年11月13日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(5) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
(6) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル : 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

仕 様 書

件名	防衛省職員 英語通訳技能測定	作成課	大臣官房 秘書課	作成 年月日	令和6年 10月 日
1 適用範囲					
この仕様書は、政務及び次官級高官の会談等に対応可能な通訳技能を持つ職員の特定をより適切に行うため、防衛省職員英語通訳技能測定（以下、本役務）について規定する。					
2 本役務の概要					
英語通訳者養成研修のレベル分けテストに類する英語逐次通訳検定試験の実施。					
3 本役務の基本条件					
(1) 実施場所					
ア 防衛省（東京都新宿区市谷本村町5－1）から公共交通機関利用により1時間以内であること。					
イ LL教室（各席にデジタル式のレコーダー、イヤホン、マイク等の視聴覚教育機器を備えた教室）を自社に完備していること。					
ウ 実技部分（吹込み式）以外の、LL教室を使用する必要のない筆記部分については、防衛省で実施する。					
(2) 契約相手方					
英語通訳者養成コースを運営しており、英語通訳者養成研修のレベル分けテストに類する試験問題作成、提供、採点及び評価を実施し、英語通訳技能を測定する能力を有していること。					
4 試験					
本役務にあたり、受験者に対し試験を実施すること。					
(1) 試験方法・内容					
日英・英日両方について、以下のとおり一次試験及び二次試験を実施する。					
試験方法・内容一覧表					
一次試験	・通訳技能の基礎となる語彙力・文章読解力・聴解力について筆記試験を実施する。 ・筆記試験は政治、外交、安全保障など国内外の社会分野に関するものとする。				
二次試験	・通訳の基礎となる語彙力・文章読解力・聴解力を有していると認められる者（一次試験合格者）について、二次試験として実技試験を実施する。 ・実技試験については、吹込み式により実施する。吹込み式とは、音声を聞き取り、その場で通訳し、録音解答する試験方法をいう。 ・試験は政治、外交、安全保障など国内外の社会分野に関するものとする。				

(2) 試験問題の難易度

試験問題の難易度については、逐次通訳能力を測定できる難易度とし、一定の通訳技能を有する者の通訳技能を段階的に判別できる問題であること。

(3) 試験問題の提出

試験問題については、以下のとおり官側に提出すること。

提出物一覧

一次試験	・問題用紙、解答用紙、リスニングCDを提出する。
二次試験	—

5 評価

試験実施後、契約相手方による評価を実施すること。

(1) 評価方法

評価方法は、以下表に示すとおり実施する。

一次試験	・語彙力・文章読解力・聴解力の各項目の素点、合計点、一次試験の合否を判定する。
二次試験	・日英・英日の各項目の素点、合計点を判定する。 ・通訳技能レベルについて、評価する。 ・通訳技能レベルの評価においては、目安として担当可能な業務内容（レセプション通訳、食事会通訳、視察通訳、表敬通訳、協議通訳など）及び通訳技能の習得・完成度合いについて評価する。

(2) 官側の承認

評価方法の細部について、事前に官側の承認を得ること。

(3) 成績表の提出

受験者の省内成績一覧表及び個人別成績表を、契約相手方が用意する電子媒体で官側に提出すること。

ア 省内成績一覧表については、高得点順及び50音順の2種類提出すること。

イ 個人別成績表には以下の内容が記述されていること。

- (ア) 一次試験について、語彙力・文章読解力・聴解力の各項目の素点、合計点、一次試験の合否。合計点の平均点及び順位。
- (イ) 二次試験について、日英・英日の各項目の素点、合計点。通訳技能レベル。
- (ウ) 更なる努力が望まれる分野及び通訳技能。
- (エ) 個人で実施する際の効果的な学習方法の助言。

6 実施期間

(1) 一次試験について、令和7年1月上旬までに実施。

(2) 二次試験について、令和7年2月上旬までに実施。

7 受験対象予定者

65名（上限）

8 精算

別紙のとおり、受験対象者人数確定後、必要に応じ、試験問題・評価費について受験対象者人数分の精算を行うものとする。

9 提出物

契約相手方は、下表に示す提出物を官側に提出するものとし、契約相手方が用意する電子媒体については、Microsoft Excel で閲覧、保存ができるファイル形式で納品すること。

提出物一覧

名称	数量	媒体	提出時期	提出場所
一次試験問題一式 (問題用紙、解答用紙)	1 / 1 名	紙	技能測定実施 2 営業日前まで	大臣官房 秘書課
一次試験用リスニングCD	1	CD		
一次試験評価結果 (省内成績一覧表)	各 1	電子媒体	一次試験実施後、 20 営業日以内	
一次試験評価結果 (個人別成績表)	1 / 1 名		ただし、二次試験実施 5 営業日前まで	
二次試験評価結果 (省内成績一覧表)	各 1		令和 7 年 3 月 7 日 (金) まで	
二次試験評価結果 (個人別成績表)	1 / 1 名			

10 その他

- (1) 契約相手方は、本契約を履行する上で得られた情報を、漏洩又は転用してはならない。資料等の取り扱いに十分注意し、データの漏洩防止及び紛失に細心の注意を払うものとし、情報保全に徹すること。
- (2) 精算に際しては、契約相手方は業務終了後、速やかに証拠書類を整備し、添付の上、請求すること。また、仕様書上の項目と証拠書類の照合が平易となるように留意すること。
- (3) この仕様書に疑義が生じた場合については、支出負担行為担当官等と協議するものとする。
- (4) 検査については、防衛省大臣官房秘書課の支出負担行為担当官補助者が実施する。
- (5) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 5 年 12 月 22 日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (6) 契約相手方は、本仕様書にかかる役務の工程を管理し、定められた時期までに提出物を提出しなくてはならない。

- (7) 配送については、環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、東京都の都民と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。又、使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- (8) 包装については、廃棄時において環境への負荷軽減に配慮されたものとする。

